

13 教育に関する御沙汰に就ての訓令に關し趣旨徹底方通牒

〔昭和三年十二月〕

發体六〇号
裁決定 12月22日
文書課長
(官下) 印
送發 12月24日
起案者 (大和多) 印

(注記2)

(注記1)

昭和三年十二月十五日起案 體育運動掛長 (岩原) (中谷) 印

體育課長 (北) 印

次官 (栗屋) 印

(窪田) 印

案

年月日

課長

全国的體育運動団体、其他 (加筆) (大和多) (ノ長) (宛) 宛

(加筆) 〔御沙汰ニ就テノ訓令ニ關スル件〕 (大和多) 印

(注記3)

本月十日 畏クモ 天皇陛下ヨリ降シタマヘル教育ニ關スル御沙汰ニ付本月十一日文部省訓令第二十号 (同日官報所載) ヲ以テ文部大臣ヨリ全国一般ニ告知相成リタルニ付テハ貴団体ニ於テモ既ニ夫々御考慮ノコト、存シ候得共国民ノ体位向上並ニ精神修養ノ実ヲ挙クヘキ體育事業ノ一層健全ナル發達ヲ図ルコトハ極メテ意義深キコト、存セラ、次第ナルヲ以テ右訓令ノ趣旨徹底ニ關シ十分御配意ノ上遺憾ナキヲ期セラル、ヤウ致度此段為念及通牒候也

備考

(下 札)

宛名タル各団体ハ別紙ノ通り御承知相成度

別紙

宛名

財団法人大日本体育協会々々長

全日本陸上競技聯盟会長

大日本水上競技聯盟会長

全日本スキー聯盟会長

大日本蹴球協会々々長

日本庭球協会々々長

日本漕艇協会々々長

日本体育聯盟総裁

大日本ホッケー協会々々長

日本学生陸上競技聯合会長

全日本学生籠球聯合会長

日本軟球聯盟会長

財団法人大日本少年野球協会々々長

社団法人帝国馬匹協会々々長

全国卓球聯盟会長

全国学生水上競技聯盟会長

全日本アマチュア拳闘聯盟会長

日本遊泳聯盟会長

明治神宮体育会々々長

日本スケート会々々長

大日本排球協会々々長

同上本部(事務所)所在地

京橋区宗十郎町一

麴町区丸ノ内中通四号館(加筆)

小石川区竹早町二四末弘殿太郎方

京橋区宗十郎町一

同上

麴町区永楽町一ノ二、丸ビル八階  
朝吹常吉事務所

京橋区宗十郎町一

文部省構内

牛込区若松町(加筆)戸山学校内

麴町区永楽町  
東京海上ビルディング五〇一号室

商科大学内

(抹消)芝区琴平町二

神戸市関西学院内

京橋区銀座参丁目十七  
三間ビルディング内

赤坂区青山南町六丁目  
青山会館

神田区錦町三ノ八野村憲夫方  
東京市外下目黒八六(長)  
渡辺勇次郎

牛込区柳町 第一銀行内

四谷区霞ヶ丘五二一日本青年館内

芝区白銀三光町四五〇交野方

神戸市中山手通七ノ二五

日本卓球協会々々長

大日本児童運動協会々々長

日本学生馬術協会々々長

全日本ラグビー蹴球協会々々長

社団法人(日本)児童遊園協会々々長  
(加筆)天多和

日本健児団聯盟会長

財団法人大日本相撲協会々々長

全日本学生スキー聯盟会長

帝国学校衛生会々々長

体育学会々々長

(抹消)日本体育学会々々長

社団法人日本体育会々々長

財団法人講道館々々長

財団法人大日本武徳会々々長

財団法人大日本弓道会々々長

全日本学生剣道聯盟会長

(加筆)日本拳闘(抹消)協会々々長

帝国飛行協会々々長

全日本学生拳闘聯盟会長

麴町区永楽町  
丸ノ内ビルディング四三五

小石川区大塚坂下町一五五

東京市(外)東中野一〇八〇  
(加筆)尾久(谷区池端七軒町  
(下)尾久(谷区池端七軒町  
三八二)河崎健三方(加筆)

大阪市西区新町通四丁目  
平和俱樂部内

小石川区原町一〇一

麴町区日比谷 海城中学校内

本所区元町

小石川区久堅町五八  
河本禎助方

文部省構内

小石川区大塚窪町  
東京高等師範学校内

東京市外大井町

小石川区大塚坂下町一一四

京都市上京区岡崎西天王寺

東京市外果鴨町大字果鴨  
一、二、三

四谷区霞ヶ丘日本青年館気付

麴町区永田町 岩田愛次郎方

麴町区有楽町一ノ一、  
二十一号館内

(抹消)以上 三八

赤坂区溜池町三四  
日本スポーツクラブ内

以上 三九

以上 三九

(注記1)

「完結」

(注記2)

「い」

(注記3)

「四十四」(簿冊内件名番号)

(下札)

〔中山〕種別 い一／聯繫 / 登録追加 / 件名 全国的体育運動団体

等へ通牒 教育ニ関スル御沙汰ニ就テノ訓令ニ関シ趣旨徹底方ノ

番号 発体六〇／結了年月日 昭三 一二 二四／保存年限 ム

キ／枚数 5」

〔自大正12年11月至昭和21年5月  
帝室ニ関スル総規 第1冊〕文部  
省<sup>59</sup> 3A.30-5.1044